

令和4年第3回
教育委員会定例会議案

多賀城市教育委員会

令和4年第3回教育委員会定例会議事日程

令和4年3月14日（月）

午後3時 開会

多賀城市役所5階 501会議室

日程第1 前回議事録の承認について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 諸般の報告

事務事業等の報告

日程第4 議 事

議案第5号 多賀城市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について

議案第6号 多賀城市教育財産管理規則及び多賀城市教育委員会における多賀城市の私債権の保全及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第7号 多賀城市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について

議案第8号 職員の人事について

日程第5 その他

諸 般 の 報 告

令和4年第2回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

■教育総務課関係

3月1日から24日まで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による宮城県の緊急特別要請の延長を受け、部活動を中止しました。

2月7日から3月9日まで31日間の会期中、「令和4年第1回多賀城市議会定例会」が開催され、教育委員会関係議案を含め、提出された議案はすべて可決されました。

市立小中学校の「卒業式」は、3月5日に中学校において新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、来賓者数等を縮小して執り行いました。小学校においては、3月18日に執り行う予定です。

令和4年度の市立小中学校の「入学式」は、小中学校とも4月8日に、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じて執り行う予定です。

前回定例会以降の新型コロナウイルス感染症による小中学校の臨時休業状況は、別表のとおりです。

■生涯学習課関係

3月1日から21日まで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による宮城県の緊急特別要請の延長を受け、学校開放事業を中止しました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、別表のとおりです。

■文化財課関係

報告事項なし

(別表) 新型コロナウイルス感染症による小中学校の臨時休業状況

(令和3年3月10日現在)

休業日	学校名
2月24日	多賀城東小学校(6学年のみ) 城南小学校(3学年のみ)
2月25日	多賀城東小学校(6学年のみ) 城南小学校(3学年のみ)
2月28日	天真小学校(2学年のみ)
3月1日	天真小学校(2学年のみ)
3月2日	天真小学校(2年3組のみ)

3月3日	天真小学校（2年3組のみ） 城南小学校（1学年のみ）
3月4日	山王小学校（5年2組のみ） 天真小学校（2年3組のみ） 城南小学校
3月7日	城南小学校
3月8日	城南小学校
3月9日	多賀城東小学校（5年2組のみ）
3月10日	多賀城東小学校（5年2組のみ）
3月11日	多賀城東小学校（2年1組のみ）

(別表) 社会教育事業等の開催状況

(令和4年3月8日現在)

○文化センター（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
3月5日～ 3月13日 (期間中 6日)	冬のホワイエ無料開放（文化センターまつりが中止になったことにより、団体の方に舞台や展示の場を提供）	—	市会

○中央公民館

開催日	内容	参加者数	会場
2月27日	家庭教育事業「どう受け止める？子どもの気持ち～不登校を考える～」オンライン同時配信 講師：コミュニケーションインストラクター 波多野 ゆか氏	16名	中公

○山王地区公民館

開催日	内容	参加者数	会場
2月26日	家庭教育事業「親子みそ作り教室」 講師：藤本千理 氏	13名	山公
3月5日	成人教育事業「御朱印講座」	10名	山公

○大代地区公民館（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
2月26日	成人教育事業「はじめての人のための動画編集講座」 講師：元YouTuber 佐藤大輔氏	5名	大公
3月1日、8日	高齢者教育事業「スクエアステップ」	10名	大公

○市立図書館（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
2月1日～ 2月28日	「多賀城市立図書館大賞2021 結果発表」	—	市図
2月26日	「キッズクラフト おひなさま飾りを作ろう」	6名	市図
2月26日	「ゼライスと学ぶ 意外で身近なゼラチンのヒミツ」 講師：ゼライス株式会社 社員	16名	市図
2月27日	「サクソプレーヤー熊谷駿さんによる多賀城リク エストコンサート」	定員15名 (151名)	市図
2月27日	「暮らしによりそう花と緑のワークショップ ミモ ザのリース」 講師：株式会社 多賀城フラワー	12名	市図
3月2日	「英語の本を楽しもう 英語多読サロン」	6名	市図
3月6日	「図書館探検 館長と巡る図書館ツアー」	3名	市図
3月6日	3.11写真展ギャラリートーク 『わたしたちは、想 いを抱えて前を向く』	11名	市図

○総合体育館（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
2月27日	社会体育事業「おとなの朝活（ヨガ）」	13名	総体
2月27日	社会体育事業「おとなの朝活（トレーニング）」	11名	総体
2月26日～ 3月5日 (計4回)	介護福祉課委託事業「健康ストレッチ教室」	88名	ヘルス 山公 大公

【凡例】

中公：中央公民館 山公：山王地区公民館 大公：大代地区公民館
 市会：市民会館 市図：市立図書館 総体：総合体育館
 ヘルス：シルバーヘルスプラザ

令和4年3月14日提出

多賀城市教育委員会
教育長 麻生川 敦

議案第 5 号

多賀城市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について

多賀城市教育委員会組織規則の一部を改正する規則を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 3 月 1 4 日 提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

多賀城市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

多賀城市教育委員会組織規則（平成4年多賀城市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第8条の表文化財課の項中「、調査普及係」を削る。

第9条文化財課の部文化財係の項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 埋蔵文化財調査センターに関すること。

第9条文化財課の部中調査普及係の項を削る。

第26条第2項第1号を次のように改める。

(1) 埋蔵文化財の発掘、調査及び研究に関すること。

第26条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 文化財に係る普及啓発に関すること。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年4月における組織改編について

1 組織改編の考え方

第六次多賀城市総合計画に掲げる将来都市像の実現に向けて、現下の課題に迅速に対応するため、令和4年4月に組織改編を行い、各部門がそれぞれ政策主体としてまちづくりに取り組む体制を構築する。

なお、改編に当たっては、行政改革の視点（定員管理の適正化、組織のスリム化、規模の適正化及び機動性の確保）を踏まえた組織とすることを考慮して部課系の統廃合を行い、簡素で効率的な組織体制の実現を目指すもの

2 組織改編の概要

(1) 各部課等の構成

別紙資料のとおり

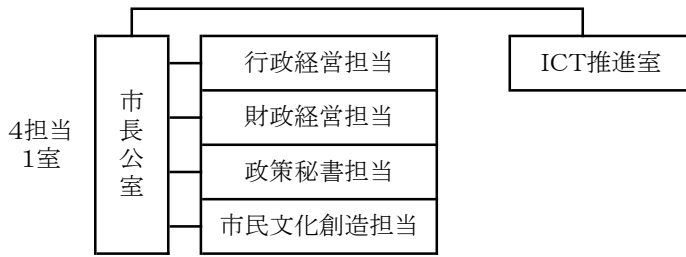
(2) 教育委員会における組織改編の概要

教育委員会事務局文化財課 2係→1係（埋蔵文化財調査センターの兼務発令廃止）

埋蔵文化財調査センター所属職員全員に兼務発令することにより「調査普及係」を設置し、1課2係体制としてきたが、これまで兼務発令の活用には至っておらず業務執行上の支障も生じていないことから、実態に合わせ1係とするとともに、文化財課及び埋蔵文化財調査センターの分掌事務を整理する。

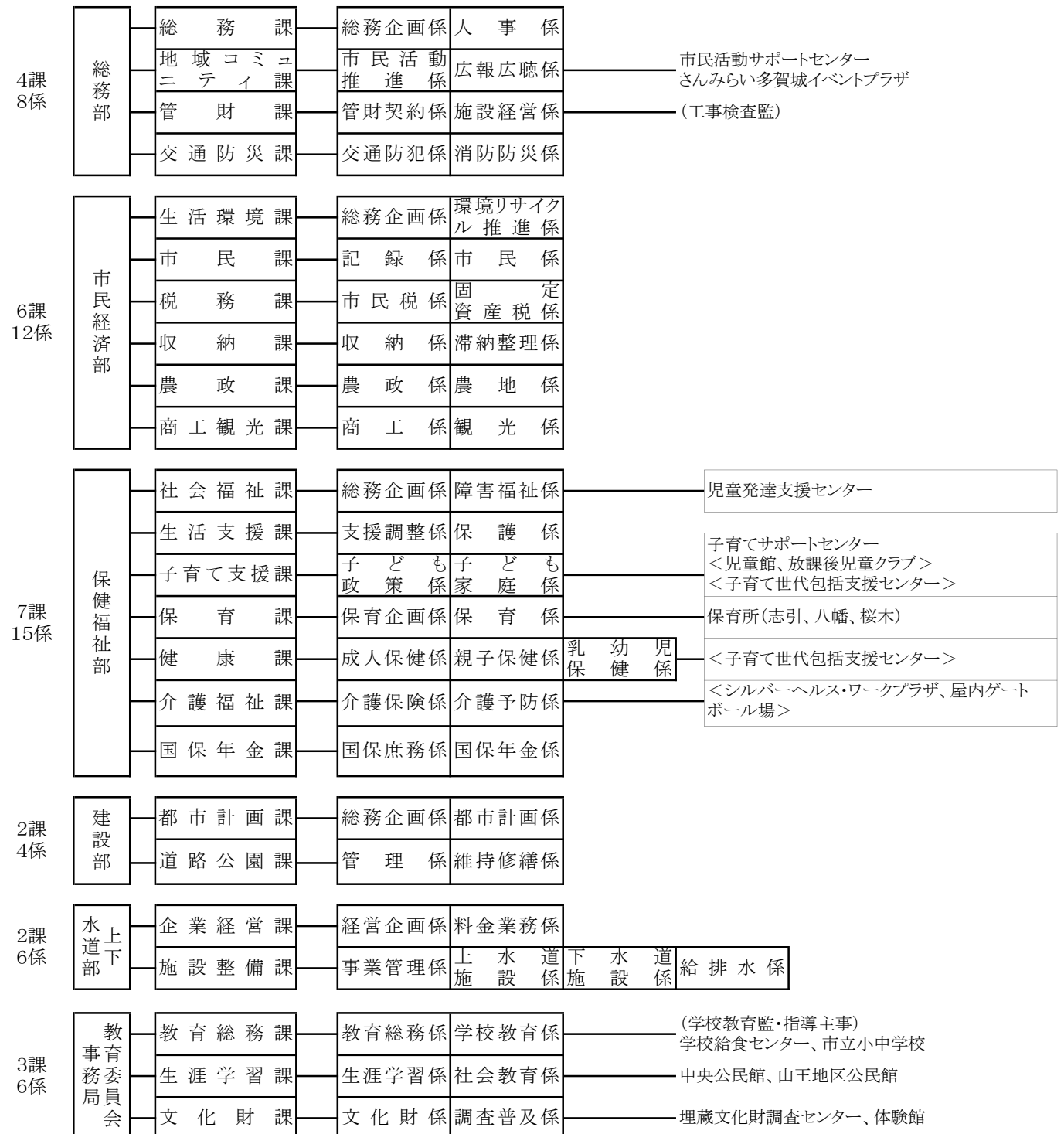
令和4年4月における組織図(新旧対照)

令和3年4月現在の組織



※ 組織の増減比較

7部 24課 4担当 51係 1室	
1 市長公室	4担当 1室
2 総務部	4課 8係
3 市民経済部	6課 12係
4 保健福祉部	7課 15係
5 建設部	2課 4係
6 上下水道部	2課 6係
7 教育委員会事務局	3課 6係



※ 会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、新型コロナウイルス感染症対策関係組織は除く。

<1部4担当減 1係1室新設>

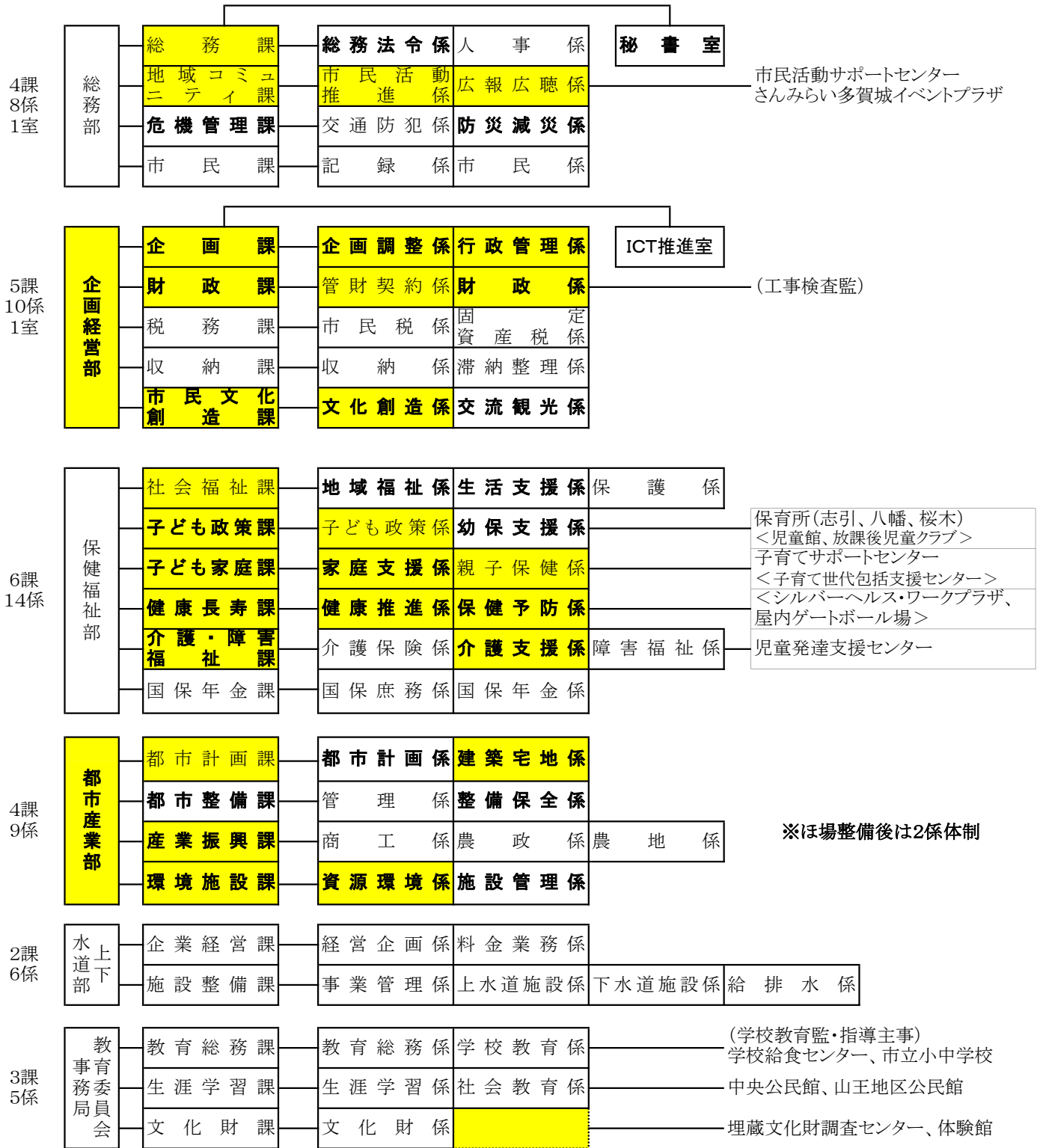
改編後組織	6部 24課 52係 2室		
	1 総務部	4課	8係1室
	2 企画経営部	5課	10係1室
	3 保健福祉部	6課	14係
	4 都市産業部	4課	9係
	5 上下水道部	2課	6係
	6 教育委員会事務局	3課	5係

令和4年4月の組織

凡例

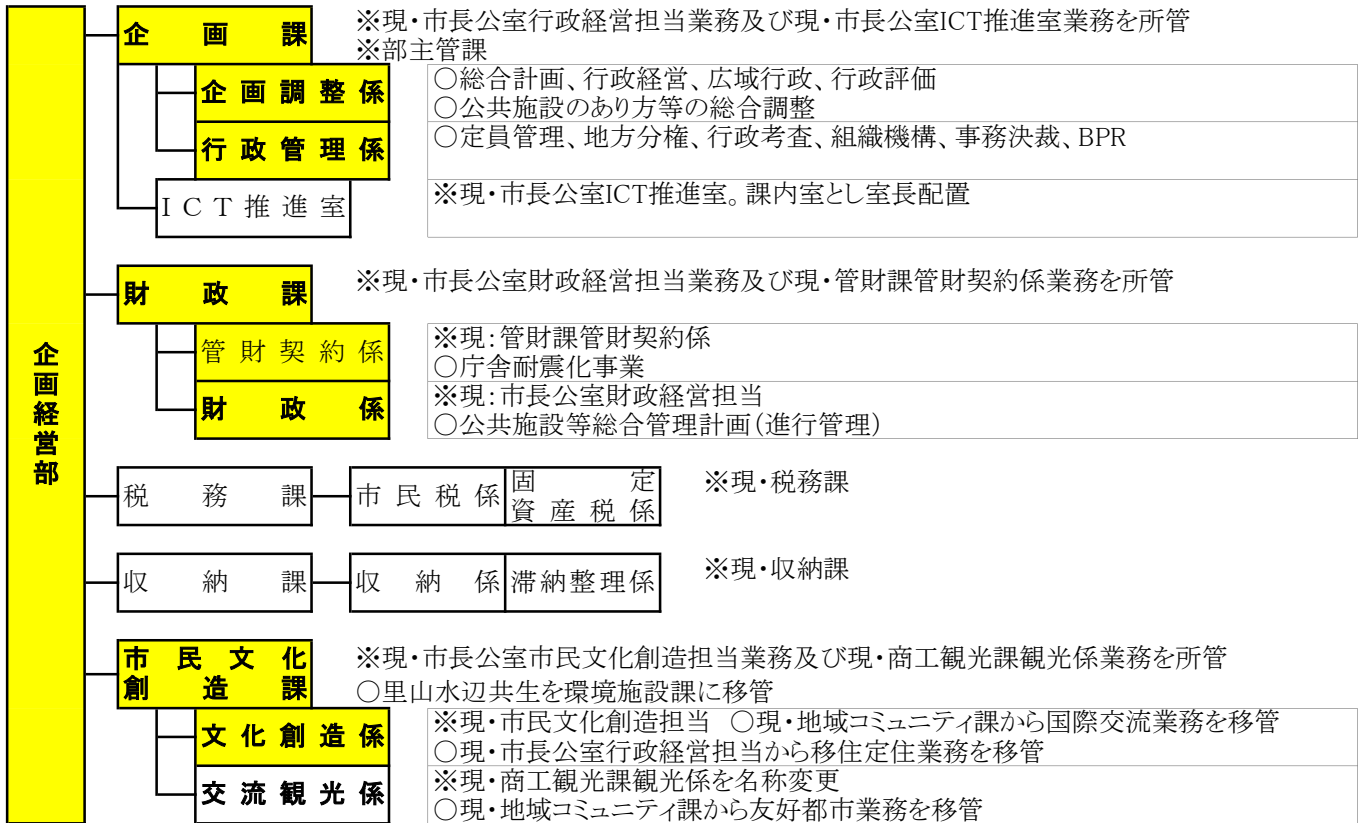
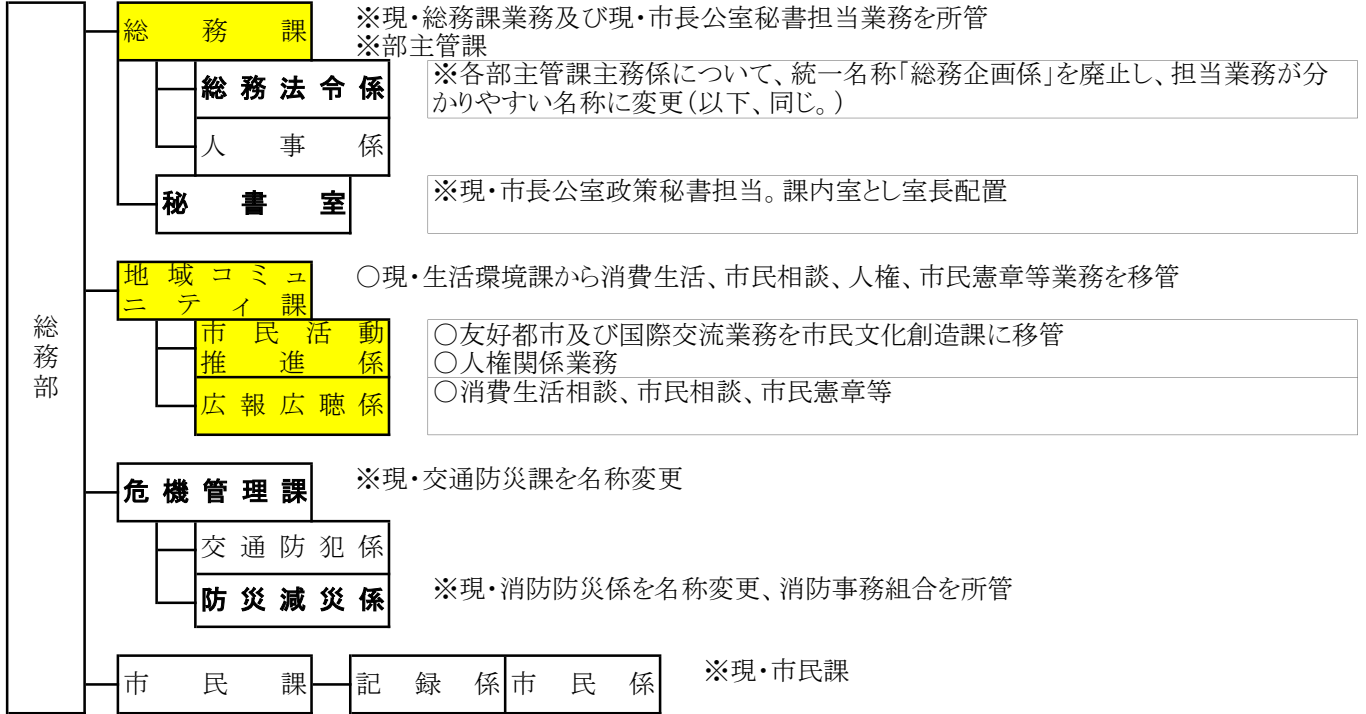
〇〇係	太文字+網掛け:名称及び所管業務の変更
〇〇係	網掛けのみ:所管事務の一部変更
〇〇係	太文字表記のみ:名称のみ変更

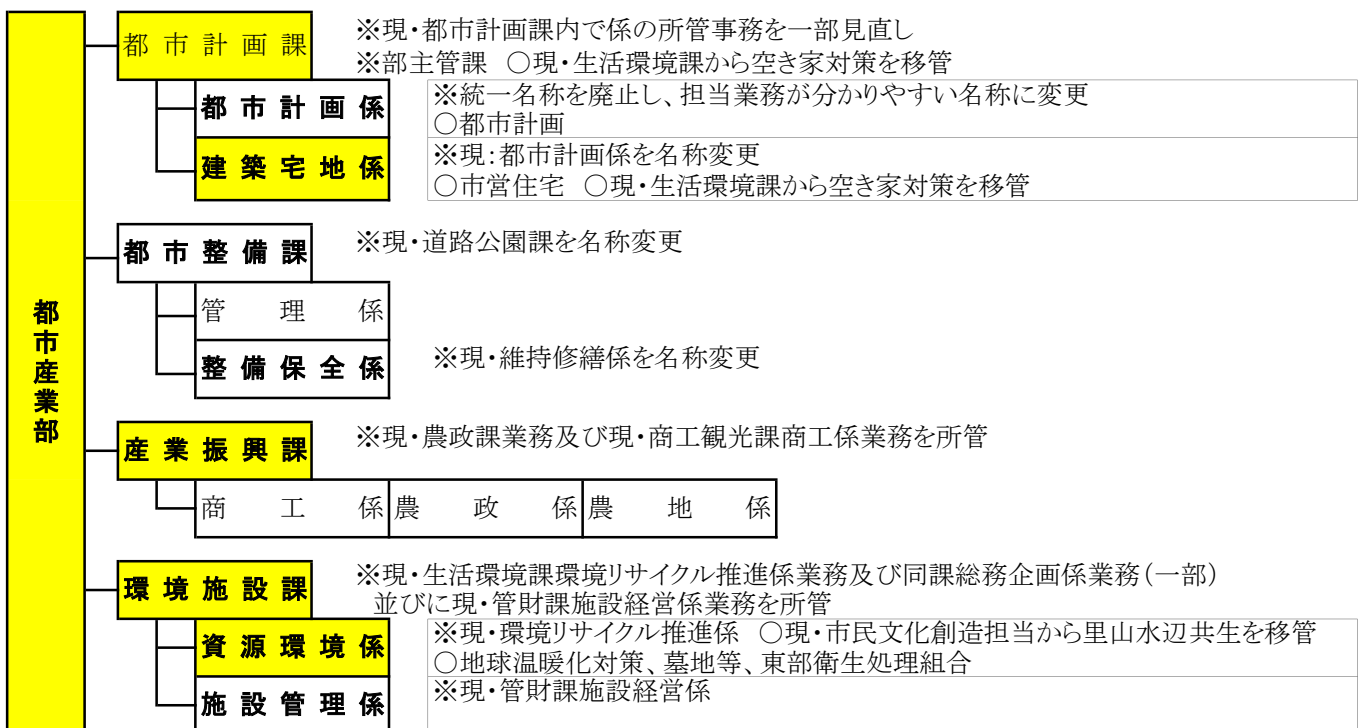
<施設等名>
出先機関以外にも、業務所管が分かるよう代表的な施設・事業等を記載



(参考) 令和4年4月の組織改編による所管業務一覧

※改編となる組織の移管される業務及び主な所管業務について記載しています。
 ※変更のない部署については、名称のみ記載しています。
 ※凡例は、前ページを御参照ください。





多賀城市教育委員会組織規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧																
<p>多賀城市教育委員会組織規則 平成 4 年 8 月 2 8 日 多賀城市教育委員会規則第 7 号</p> <p>第 1 条～第 7 条 略 (事務局の組織)</p> <p>第 8 条 事務局に次の課及び係を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">課</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">係</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">文化財課</td> <td style="text-align: center;">文化財係 _____</td> </tr> </table> <p>(事務局の事務分掌)</p> <p>第 9 条 事務局の課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課 略 生涯学習課 略 文化財課 文化財係 (1)～(5) 略 <u>(6) 埋蔵文化財調査センターに関すること。</u> <u>(7) 略</u> <u>(8) 略</u></p> <p>第 10 条～第 25 条 略 第 26 条 略</p> <p>2 埋蔵文化財調査センターの分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 埋蔵文化財の発掘、調査及び研究に関する</u></p>	課	係	略	略	略	略	文化財課	文化財係 _____	<p>多賀城市教育委員会組織規則 平成 4 年 8 月 2 8 日 多賀城市教育委員会規則第 7 号</p> <p>第 1 条～第 7 条 略 (事務局の組織)</p> <p>第 8 条 事務局に次の課及び係を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">課</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">係</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">文化財課</td> <td style="text-align: center;">文化財係、調査普及係</td> </tr> </table> <p>(事務局の事務分掌)</p> <p>第 9 条 事務局の課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課 略 生涯学習課 略 文化財課 文化財係 (1)～(5) 略 <u>(6) 略</u> <u>(7) 略</u> 調査普及係 <u>(1) 埋蔵文化財の発掘調査に係る連絡調整に関すること。</u> <u>(2) 文化財愛護思想の普及啓発に関すること。</u> <u>(3) 埋蔵文化財調査センターに関すること。</u></p> <p>第 10 条～第 25 条 略 第 26 条 略</p> <p>2 埋蔵文化財調査センターの分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 埋蔵文化財の調査立会いに関すること。</u></p>	課	係	略	略	略	略	文化財課	文化財係、調査普及係
課	係																
略	略																
略	略																
文化財課	文化財係 _____																
課	係																
略	略																
略	略																
文化財課	文化財係、調査普及係																

ること。

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 文化財に係る普及啓発に関すること。

(7)・(8) 略

以下 略

(2) 埋蔵文化財の発掘に関すること。

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7)・(8) 略

以下 略

議案第 6 号

多賀城市教育財産管理規則及び多賀城市教育委員会における多賀城市の私債権の保全及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

多賀城市教育財産管理規則及び多賀城市教育委員会における多賀城市の私債権の保全及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 3 月 1 4 日 提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

多賀城市教育財産管理規則及び多賀城市教育委員会における多賀城市の私債権の保全及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(多賀城市教育財産管理規則の一部改正)

第1条 多賀城市教育財産管理規則(平成8年多賀城市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第16条中「総務部長」を「企画経営部長」に改める。

(多賀城市教育委員会における多賀城市の私債権の保全及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 多賀城市教育委員会における多賀城市の私債権の保全及び管理に関する条例施行規則(平成21年多賀城市教育委員会規則第29号)の一部を次のように改正する。

第5条中「市長公室長」を「企画経営部長」に、「第13条第1項に規定する市長公室長」を「第7条第1項に規定する企画経営部の長」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

多賀城市教育財産管理規則及び多賀城市教育委員会における多賀城市の私債権の保全及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

1 改正の趣旨

本市においては、第六次多賀城市総合計画に掲げる将来都市像の実現に向けて、現下の課題に迅速に対応するため、令和 4 年 4 月に組織改編を行い、各部門がそれぞれ政策主体としてまちづくりに取り組む体制を構築することとしている。その際、簡素で効率的な組織体制の実現を目指し、行政改革の視点（定員管理の適正化、組織のスリム化、規模の適正化及び機動性の確保）を踏まえた組織とすることを考慮し、部課系の統廃合による部課等の名称変更、部課等間における所管業務の移管等が行われる。

多賀城市教育委員会においては、上記により変更となる部等の名称に係る規定を含む「多賀城市教育財産管理規則（平成 8 年多賀城市教育委員会規則第 5 号）」及び「多賀城市教育委員会における多賀城市の私債権の保全及び管理に関する条例施行規則（平成 21 年多賀城市教育委員会規則第 29 号）」の一部について、下記のとおり改正を行うもの

2 改正の内容

(1) 多賀城市教育財産管理規則（第 1 条関係）

上記の組織改編により、公有財産の管理に関する総括事務が、総務部から企画経営部に移管されることに伴い、このことを規定する多賀城市公有財産規則（昭和 47 年多賀城市規則第 12 号。以下「公有財産規則」という。）が改正される。

公有財産のうち教育財産（学校その他の教育機関の用に供する財産）の管理に関する事項を規定する標記規則には、公有財産規則の規定を準用する規定があることから、公有財産規則の改正に伴い所要の改正を行うもの

(2) 多賀城市教育委員会における多賀城市の私債権の保全及び管理に関する条例施行規則（第 2 条関係）

上記の組織改編により、私債権の管理に関する総合調整事務が、市長公室から企画経営部に移管されることに伴い、このことを規定する多賀城市の私債権の保全及び管理に関する条例施行規則（平成 21 年多賀城市規則第 29 号。以下「市私債権規則」という。）が改正される。

教育委員会が所管する市の私債権の管理等に関する事項を規定する標記規則には、当該私債権を放棄する場合に、あらかじめ必要となる市の総合調整所管部署の長への協議に係る規定があることから、市私債権規則の改正に伴い所要の改正を行うもの

3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 6 号関係資料

多賀城市教育財産管理規則及び多賀城市教育委員会における多賀城市の私債権の保全及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

第 1 条の規定による改正（多賀城市教育財産管理規則の一部改正）

新	旧
<p>多賀城市教育財産管理規則</p> <p>平成 8 年 3 月 2 2 日</p> <p>多賀城市教育委員会規則第 5 号</p> <p>第 1 条～第 1 5 条 略</p> <p>（準用）</p> <p>第 1 6 条 多賀城市公有財産規則（昭和 4 7 年多賀城市規則第 1 2 号。以下「公有財産規則」という。）第 3 6 条から第 4 0 条第 1 項まで、第 4 1 条第 1 項及び様式第 4 号から第 6 号までの規定は、教育財産について準用する。この場合において、「<u>企画経営部長</u>」を「教育長」と、「公有財産」を「教育財産」と、「行政財産」を「教育財産」と、「4 月 3 0 日」を「4 月 2 5 日」と読み替えるものとする。</p> <p>以下 略</p>	<p>多賀城市教育財産管理規則</p> <p>平成 8 年 3 月 2 2 日</p> <p>多賀城市教育委員会規則第 5 号</p> <p>第 1 条～第 1 5 条 略</p> <p>（準用）</p> <p>第 1 6 条 多賀城市公有財産規則（昭和 4 7 年多賀城市規則第 1 2 号。以下「公有財産規則」という。）第 3 6 条から第 4 0 条第 1 項まで、第 4 1 条第 1 項及び様式第 4 号から第 6 号までの規定は、教育財産について準用する。この場合において、「<u>総務部長</u>」を「教育長」と、「公有財産」を「教育財産」と、「行政財産」を「教育財産」と、「4 月 3 0 日」を「4 月 2 5 日」と読み替えるものとする。</p> <p>以下 略</p>

第2条の規定による改正（多賀城市教育委員会における多賀城市の私債権の保全及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

新	旧
<p>多賀城市教育委員会における多賀城市の私債権の保全及び管理に関する条例施行規則</p> <p>平成21年12月17日 多賀城市教育委員会規則第29号</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>（私債権の放棄）</p> <p>第5条 条例第11条の規定により私債権を放棄する場合は、課長は、あらかじめ<u>企画経営部長</u>（多賀城市行政組織規則（平成7年多賀城市条例第26号）<u>第7条第1項に規定する企画経営部の長</u>をいう。）に協議しなければならない。</p> <p>以下 略</p>	<p>多賀城市教育委員会における多賀城市の私債権の保全及び管理に関する条例施行規則</p> <p>平成21年12月17日 多賀城市教育委員会規則第29号</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>（私債権の放棄）</p> <p>第5条 条例第11条の規定により私債権を放棄する場合は、課長は、あらかじめ<u>市長公室長</u>（多賀城市行政組織規則（平成7年多賀城市規則第26号）<u>第13条第1項に規定する市長公室長</u>をいう。）に協議しなければならない。</p> <p>以下 略</p>

議案第7号

多賀城市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する
規則について

多賀城市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則を次の
とおり制定するものとする。

令和4年3月14日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

多賀城市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する

規則

多賀城市立学校施設の開放に関する規則（平成22年多賀城市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「20歳以上の者」を「成年に達した者」に改める。

第12条第2項第2号中「18歳以下の青少年」を「18歳以下の者」に改める。

様式第1号中、

「

構 成 員	成人の団体			指導者以外の構成員が18歳以下の団体		
	構 成 員	左の構成員の内訳		構 成 員	指導者以外の構成員の内訳	
		市内在住者 在勤者・在学 者	その他		市内在住者・ 市内高校在学者	その他
	人	人	人	人	人	人

」

を

「

構 成 員 (※指導者を含む)	市内在住者・在勤者・在学者	人
	その他	人
指導者以外の構成員が18歳以下の団体は、下記事項に該当する人数をお書きください。 (※維持費の減免要件の確認となりますので、 <u>減免を受ける団体は必ずお書きください。</u>)		
指導者以外の 構成員の内訳	市内在住者・市内高校在学者	人
	その他	人

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の多賀城市立学校施設の開放に関する規則の規定に基づき行われた登録の申請（令和4年4月1日以後に登録証の交付を受けることとなるものに限る。）は、この規則による改正後の多賀城市立学校施設の開放に関する規則による申請とみなす。

多賀城市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について

1 規則改正の趣旨

民法改正により成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、「多賀城市立学校施設の開放に関する規則（平成22年多賀城市教育委員会規則第4号）」について所要の改正を行うもの

2 改正の内容

(1) 第4条（使用の要件）

学校の開放施設を使用することができる団体の要件のうち、責任者がいることとしているが、年齢要件を「20歳以上の者」から「成年に達した者」に改める。

(2) 第12条（維持費の減免）

開放施設の使用に係る維持費を減免できる場合の要件のうち、「18歳以下の青少年」を「18歳以下の者」に改める。

(3) 様式第1号（第5条関係）

学校開放施設使用団体登録（変更）申請書中、構成員の記入欄を改める。

3 施行期日

令和4年4月1日

多賀城市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
<p>多賀城市立学校施設の開放に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成22年3月25日</p> <p style="text-align: center;">多賀城市教育委員会規則第4号</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(使用の要件)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 責任者(成年に達した者に限る。)がいること。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>第5条～第11条 略</p> <p>(維持費の減免)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 指導者を除く構成員が<u>18歳以下の者</u>であり、かつ、その半数以上が市内に在住し、又は市内の高等学校に在学する者である団体が使用するとき。</p> <p>第13条～第15条 略</p> <p>附則 略</p> <p>別表第1 略</p> <p>別表第2 略</p> <p>様式第1号 <u>別紙のとおり</u></p> <p>以下 略</p>	<p>多賀城市立学校施設の開放に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成22年3月25日</p> <p style="text-align: center;">多賀城市教育委員会規則第4号</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(使用の要件)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 責任者(<u>20歳以上の者</u>に限る。)がいること。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>第5条～第11条 略</p> <p>(維持費の減免)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 指導者を除く構成員が<u>18歳以下の青少年</u>であり、かつ、その半数以上が市内に在住し、又は市内の高等学校に在学する者である団体が使用するとき。</p> <p>第13条～第15条 略</p> <p>附則 略</p> <p>別表第1 略</p> <p>別表第2 略</p> <p>様式第1号 <u>別紙のとおり</u></p> <p>以下 略</p>

様式第1号（第5条関係）

学校開放施設使用団体登録（変更）申請書

年 月 日

フリガナ 団体名		
責任者	フリガナ	
	氏名	携帯電話 自宅電話	
	住所	〒 -	
主たる 活動日時	定期 ・ 不定期	曜日 時 分～ 時 分	
主たる 活動学校	学校名を使用	
使用する 施設	施設名	屋内運動場・校庭・夜間照明・ミーティングルーム・柔道場・剣道場 弓道場・多目的ホール・音楽室1・音楽室2・家庭科室・会議室	
活動種目 活動内容		スポーツ少年 団又は協会加 盟の有無	1 スポーツ少年団加入 2 () 協会加入
会員等の募集	している ・ していない	規約の有無	有 ・ 無
会費等	入会金 _____ 円	月会費 _____ 円	年会費 _____ 円
指導者の謝礼	支払っている (_____ 円/月) 支払っていない		
構成員 (※指導者を含む)	市内在住者・在勤者・在学者		人
	その他		人
指導者以外の構成員が18歳以下の団体は、下記事項に該当する人数をお書きください。 (※維持費の減免要件の確認となりますので、減免を受ける団体は必ずお書きください。)			
指導者以外の 構成員の内訳	市内在住者・市内高校在学者		人
	その他		人
変更の事由 (※変更があったとき)			

※指導者と構成員の別、構成員の住所、氏名及び年齢が確認できる団体構成者名簿を添付してください。登録にあたり会則等の提出を求められる場合もあります。
※変更があった場合は、団体名、責任者、変更箇所と理由をお書きください。

..... 教育委員会

1. 子ども会育成会、地域のコミュニティ活動等を行っている団体で、青少年の健全育成を目的とする団体であるか	
2. 指導者を除く構成員が18歳以下であり、かつ、その半数以上が市内に在住し、又は市内の高校に在学する者の団体であるか	

様式第1号（第5条関係）

学校開放施設使用団体登録（変更）申請書

年 月 日

フリガナ 団体名				
責任者	フリガナ			携帯電話
	氏名			自宅電話
	住所	〒 -			
主たる 活動日時	定期 ・ 不定期	曜日 時 分～ 時 分			
主たる 活動学校	学校名を使用			
使用する 施設	施設名	屋内運動場・校庭・夜間照明・ミーティングルーム・柔道場・剣道場 弓道場・多目的ホール・音楽室1・音楽室2・家庭科室・会議室			
活動種目 活動内容		スポーツ少年 団又は協会加 盟の有無	1	スポーツ少年団加入 2 () 協会加入	
会員等の募集	している ・ していない	規約の有無	有 ・ 無		
会費等	入会金	円	月会費	円	年会費
指導者の謝礼	支払っている (円/月) 支払っていない				
構 成 員	成人の団体			指導者以外の構成員が18歳以下の団体	
	構成員	左の構成員の内訳		構成員	指導者以外の構成員の内訳
		市内在住者 在勤者・在学 者	その他		市内在住者・ 市内高校在学者
		人	人	人	人
変更の事由 (※変更があったとき)					

※指導者と構成員の別、構成員の住所、氏名及び年齢が確認できる団体構成者名簿を添付してください。登録にあたり会則等の提出を求められる場合もあります。
 ※変更があった場合は、団体名、責任者、変更箇所と理由をお書きください。

----- 教育委員会 -----

1. 子ども会育成会、地域のコミュニティ活動等を行っている団体で、青少年の健全育成を目的とする団体であるか	
2. 指導者を除く構成員が18歳以下であり、かつ、その半数以上が市内に在住し、又は市内の高校に在学する者の団体であるか	

議案第 8 号

職員の人事について

このことについて、別紙のとおり発令する。

令和 4 年 3 月 1 4 日 提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦